

弘前市教育・保育施設及び地域型保育事業利用調整基準

(目的)

第1 この基準は、弘前市子ども・子育て支援給付認定等事務要領により教育・保育給付認定（保育認定に限る。）を受けた教育・保育給付認定保護者から、特定教育・保育施設（幼稚園を除く。）及び地域型保育事業（以下、「教育・保育施設等」という。）の利用の申込みがあった際に、公正な利用調整を行うための基準を定めることにより、子どものための教育・保育給付事務を円滑かつ適正に実施することを目的とする。

(利用調整基準)

第2 教育・保育施設等の利用申込児童の利用調整は、別紙「教育・保育施設及び地域型保育事業の利用調整基準」に基づき、基準指数と調整指数の合計指数の高い順に行うものとする。

ただし、児童福祉法第24条第4項の規定に該当する児童については、合計指数に関わらず最優先で利用決定する。

(優先基準)

第3 合計指数が同点となった場合には、次の項目を考慮して優先し、(1)から順に優先して入所を承諾（認定こども園の場合は、施設利用をあっせん）するものとする。

なお、社会的養護が必要である（DV・虐待の可能性がある等）と判断される場合は、この限りでない。

- (1) 基準指数が高いこと
- (2) 養育する未就学児の人数が多いこと
- (3) 産休・育休終了後の職場復帰日もしくは新規就労開始日が早いこと
- (4) 希望施設の順位が高いこと
- (5) 世帯所得が低いこと
- (6) 保育料滞納額が少ないこと

(利用調整会議)

第4 上記基準による利用調整が困難な場合は、教育・保育施設等利用調整会議を開催し、決定するものとする。

(構成)

第5 利用調整会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 福祉事務所長
- (2) 健康こども部長
- (3) こども家庭課長
- (4) こども家庭課長補佐
- (5) 保育係長
- (6) 教育・保育給付事務担当者

(会議参加者)

第6 利用調整会議には、次に掲げる職員を参加させることができる。

- (1) 岩木総合支所民生課長
- (2) 相馬総合支所民生課長
- (3) 岩木総合支所教育・保育給付事務担当者
- (4) 相馬総合支所教育・保育給付事務担当者

(他市町村からの利用希望者の利用調整)

第7 他市町村からの利用希望者の利用調整については、市内児童における全ての利用調整が終了した後に行うこととする。